

区内CO₂排出量(311万t-CO₂)と都の報告書制度、計画書制度について

資料4

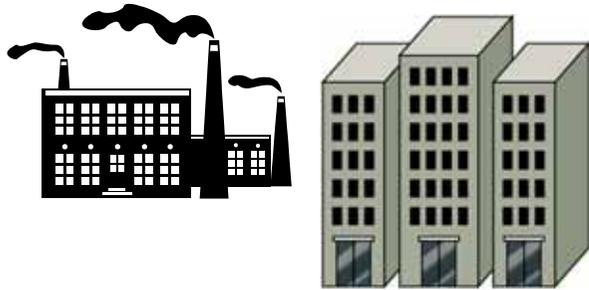
産業 + 民生業務 + 鉄道 + 廃棄物部門
 12万(4%) 188万(61%) 17万(5%) 4万(1%) 計221万t-CO₂(71%)

民生家庭部門
 53万t-CO₂(17%)

自動車部門
 37万t-CO₂(12%)

地球温暖化対策計画書制度

104万t-CO₂(33%)



対象

原油換算1500 k l 以上/年のエネルギーを使用する事業所

該当数

90

内容

排出量を報告し5カ年計画で年平均6~8%削減する。

削減未達成の場合は、排出量取引(都内中小クレジットなど)で未達成分を補う(相殺する)必要。

地球温暖化対策報告書制度

??万t-CO₂(??%)



本社



A支社



B支社



新宿店



四谷店



落合店

コンビニチェーン

一般事業者
 新宿区も一事業者として適用を受ける

対象 : 原油換算30~1500 k l 建物の合計で、3000 k l 以上の「事業者」

該当数: ??

概要 : 中小事業者がエネルギー管理に取り組むための制度
 使用量と省エネ対策実績を都へ報告。
 削減目標はない。
 ただし、省エネ法では、年平均1%の削減努力目標を負う。

小規模事業所



道路施設



住宅施設
 主に家庭



家庭用・事業用
 全ての車を含む

0% 20% 33% 40% 60% 71% 80% 88% 100%